

宛て、同地山川墓地の墓碑も、右の如く改刻がた通知狀を發し、また福岡の陸軍墓地所在の墓碑も同様改刻かたを要求した。

因に乾享院所在の該墓石は三基にして、何れも大なる大理石で見事なものである、碑の裏面に戦死者の氏名を連ねてあるが、何故にか碑銘を裏にし、戦死者連名を表にして建設してあるのを、這般改刻工事の際、その向きを直さんとせしも工事の都合に依り、依然その儘にする事にしたと云ふ。

## 第八編 佐賀市制、町制論

### 第一章 自治の研究

明治二十二年四月一日から實施された市町村制は、我國未曾有の一新制度にして、之が發布に當つては、政府は特に理由書まで添附した位であつた、政府がソレ丈け此の制度を重視せる丈け、各府縣に於ても大に人々の注意を喚起し、我が佐賀にても研究会などが開催され、官民の間に、その實施に就て細心な準備支度が行はれ、佐賀市街區でも當局の諮問に答ふる爲め、明治二十一年十一月二十日佐賀郡役所の示達により、豫め正副二名宛の總代が各町で選定され、該法規の研究に頭を用ゐてゐた。

當時佐賀縣廳でも、廳内に書記官大河内隆を委員長とし、屬小林三郎等數名を委員とした「町村制實施取調委員」なるものが設置され、其の實施に關する種々の調査研究が進められてゐた、そして佐賀市街に就ては縣

廳でも、佐賀郡役所でも、町の状勢、諸經費その他の點を考察し、先づ町制を布いて當分町の狀況を見たる上、市制を布くを可とするであらうとの意見に歸着し、佐賀郡長武富時敏は、既設佐賀市街の五戸長に對し其の意見を徴したが、元來佐賀市街は元小路側に兩戸長、元町人街側に三戸長を區劃設定されてゐたもので、此等の町と小路とは人情習慣も異なる點あれば今町制を布くとすれば元小路側の二戸長區域を一ヶ町とし、元町人街側の三戸長區域を一ヶ町とし、南北二ヶ町に區分せらるゝを可とすべしとの意見に纏まり、左の如き答申書を提出した。

### 町制區域御諮問に付御届

追々町制御施行に付ては、家屋櫛比、土地聯絡の場所は成丈け一町區域に劃定候様、其筋より訓令有之旨を以て本郡市街五戸長區域を一團一町に劃定すべきものに候得共、爾後右區域統治上に支障等有之候ては、反て此の法制施行の大意に悖戻す、因て現今の各部内情勢御諮問に付、我々猶ほ篤と勘考するに當市街は元市街(町人街)、元小路合併のものに候得者、民情風土の如きも自ら異り、殊に數萬の人口統治の事務、何分同一に施行し難き情況に候條、從來の兩戸長區域(即ち小路側)を南部とし、三戸長區域(即ち市街側)を北部として區劃すべき方得策かと存候、此旨連署を以て及御届候也

明治二十一年十月二十二日

佐賀郡長瀬町戸長	東島忠八
同郡柳町戸長	池田嘉八
同郡中町戸長	大坪作太

一町區と二町區  
との研究

佐賀郡長 武 富 時 敏 殿

同郡 與賀町戸長 江里口 彦 介  
同郡水ヶ江町戸長 廣 渡 顯 展

右答申書は、同二十二日付を以て、直に武富郡長より本縣第一部大河平隆(書記)宛に報告されたが、大河平部長は南北二區に分ちて町制を施行することは、内務訓令に違背はせぬか、さりとて之を一町區となすときは民情に悖る嫌ひありて、之亦内務訓令の主旨でも無かるべければ、如何に取扱ふべきかを在京の本縣知事石井邦猷に對し内務省の意見聽取の上、適當の指揮を仰ぐ旨同日電報を發した、該答申に依る南北兩町の區域とは左の如くである。

南 佐 賀 町 (新町名)

(舊 町 名)

- 水ヶ江町 (片田江、通小路、淮小路、花房小路、中ノ橋小路、枳小路、會所小路)
- 松原町 (八幡小路、中ノ小路、松原小路、新馬場、馬賣馬場、一ノ橋、北堀端)
- 東田代町 (江湖端、天神小路、東田代、裏小路、矢矧小路、木塚小路、寺小路、枳馬場、高木町裏小路)
- 赤松町 (城内、西堀端、龍泰寺小路、鬼丸、中ノ館)
- 與賀町 (辻ノ堂、珍ノ山、與賀馬場、精小路、川原小路、妙安寺小路)
- 西田代町 (正丹小路(東西)、本行寺小路、四本谷)
- 木原村の内字安住 (自七三一番地 至七三二番地)

多布施村の内字四本谷(自八三八番地至九三二番地)

本庄村の内字西精(自一、三三〇番地至一、三六四番地)

袋村の内字大崎(自四一五番地至四三六番地)

牛島村の内寺小路、木塚名、矢矧町、田代、天神名、江湖端(自九〇五番地至一、〇〇一番地)

### 北 佐 賀 町 (新町名)

(舊 町 名)

柳 町、 紺屋町、 材木町、 蓮池町、 下今宿町、 牛島町、 高木町、 上芦町

吳服町、 元 町、 東魚町、 中 町、 白山町、 寺 町、 唐人町、 米屋町、

岸川町、 多布施町、 伊勢屋町

長瀬町、 六座町、 点合町、 伊勢屋本町、 西魚町、 道祖元町、 本庄町、 八戸町、

厚外津

## 第二章 市制論の擡頭

### 第一節 佐賀は市制の適地

佐賀縣廳や佐賀郡役所等の官邊では、上記の如く佐賀市街には差當り町制を布き、追て市制を施行するを適

先づ町制を施行  
せんとす

## 市制論の主張

當とするとの、漸進的意見から「佐賀と町村制」に就て調査研究の歩を續けてゐたが、江副靖臣等の有志側は「當路者は、佐賀市街に町村制を施行しやうといふ意嚮のやうなるも、佐賀は市制を施行すべき土地である」との意見を主張し、一面また現在(五戸長制)の制度、及び市制、町村制に對する經費負擔、その他の比較研究に着手した。

そして其の主張する所は、佐賀市街は元大藩の城下町で、現在縣廳の所在地であり人口二萬五千に上り、其の人民は智識に富みて、市制を施行すべき品位と資格を有し、職業習慣その他人事の交渉亦頻繁にして、郡村と全く其の趣きを異にし、固より郡治の統轄に屬すべきでない、況んや時運の進化に隨ひ、社會の事業年々繁忙に赴くは自然の理勢である、則ち我が佐賀市街人民は、宜しく此際に於て郡治の統轄を離れ、全市を通じて一團となし、行政監督の階級を少くして其の複雑を省き自治の活動を圓滿ならしめ、以て佐賀の名譽を保つと共に幸福を増進すべきである、是れ我々が市制施行を希望する所以であると謂つてゐる。

## 先づ縣廳を訪はむし

當時熊本、福岡、久留米等の隣縣舊城下町に於ても、市制施行に熱中の折からとて、此の主張が當時の佐賀市街人士に一大衝動を與へたのも、亦決して無理ならず、市街の有志は明治二十一年十二月二十日夜、北堀端協和館に有志の會合を開催して市制の可否得失に就て協議したが、參列者の多くは市制施行を希望せるを以て、江副等は其議をまとめ、直に市制實施を内務大臣に請願することに決定し、先づ本縣の市町村制度取調委員長大河平隆(本縣書記官)に就て其の意見を聴くべく原口良輔、石丸忠英、松尾良明の三名を該委員に選定した、是に於て三委員はその翌二十一日縣廳に大河平書記官を訪問し協和館に於ける前夜集會の狀況から、佐賀市街に對しては市制施行を請願するに決定せしなどを縷述し、且つ縣廳に於て市制に關する取調べの有無、その進捗程

度等に就て質問したるに、大河平書記官は縣廳では町村制に就ては取調べてゐるが、市制に關してはマダ取調べを爲し居らざれば市制、町村制の經費比較など今こゝに即答し難し併し市制側に於て市制施行を希望せらるれば縣廳に於て之を拒むべき筋合でないから、至急其の請願書を提出されたし、左すれば當廳に於ても、公然市制の取調べを爲す都合に取計らう事とする旨を答へたので、委員は之を諒として退廳した。

市制請願提出に  
決す

恚て同月二十二日午後二時より、再び北堀端協和館に有志の會合を開き、七十餘名集合、市制施行に關する協議を爲し、市制主唱者江副靖臣等の、調査編成した「市制町村制取調明細表」等を唯一の研究資料として、市制及び町村制の經費に付ても比較研究を爲したが、同明細表に據るときは、市制を施行するは町村制を施行するよりも、却て經費を輕減し得ることゝなつてゐるので會衆は市制施行に賛同し、愈々同請願書を其筋に提出する事となつた、是に於て有志側は各町民に對し、市制實施同意と其の調印を要求し、明治二十二年一月十一日、町民二千七百戸の同意を得て、市制實施の請願書を作製し、佐賀郡役所に提出して郡長の奥印を得て、直に縣廳に提出した。

市制、町制兩派  
の首領

そして此の市制を可とする一派は家永恭種、江副靖臣、副島勝忠、大塚鐵造等その主動者となり、之に反する一派(町制派)は村岡致遠、米倉經夫、野田常貞、大塚仁などを主領とし、兩派は是より相反目するに至つた、その議論の分るゝところは、表面主として實施後に於ける經費負擔の輕重多寡論にある如くなるが、或人をして謂はしむれば町制希望論者は保守的に傾き、市制希望論者は進歩主義と見らるべきも、一面また郡長監督の羈絆を脱した行政區(市制)に蟠居し、新に其の政黨的立脚地を獲得しやうといふ底意を裏面に包んだ行動とも觀るを得やうと評する者もある、そは兎も角として市制、町村制の兩派は互に演説に、新聞に其の意見を公開して

佐賀市街人士に訴へ、其の批判と賛同を求むることに奔走を續けた。

## 第二節 經費から見た市制論

### 經費の輕重比較

市制論者はまた更に曰ふ、佐賀の市街は民度上からも人事上からも、市制を布くべき土地であるが、加之も吾人が各役所などに就て其の簿冊を調査し、彼此を參酌し、新舊を較量して之を現在に照らし、將來に推して其の經費を算出せしところに據れば、市制施行後の負擔は、今日の現負擔よりも、又町制を新に施行するよりも、其の費額を減じ、従つて市民の負擔はソレ丈け輕減し得ることとなり、此點から見ても市制施行を希望せざるを得ないのであるとて、種々の計算表を發表して、市制施行の利益なることを説述した、今これを一々記載するは煩に堪へぬが其の概算は

	金額	戸長役場費に對し減じ得る費額	減額を町制市制對比したる差額
現戸長役場費	八、二五四、二七九 <sup>甲</sup>	……	……
町制を布けば	七、六二四、九一六	六二九、三六三 <sup>甲</sup>	……
市制を布けば	七、四六九、一一九	七八五、一六〇	一五五、七九七 <sup>甲</sup>

### 市制に依る輕減

即ち現戸長役場（水ヶ江町、興賀町、柳町、中町及び長瀬町の五戸長役場）の合計費額に對する佐賀市街民の負擔しつゝある現在の額八千二百五十四圓二十七錢九厘に比し、町制を施行するときは、六百二十九圓三十六錢三厘を減額し得るが、更に市制を施行するときは、七百八十五圓十六錢を減じ得べく、兩制の施行に依り減

額し得る金額を比較對照せば、市制を布けば町制を布くよりも、尙ほ百五十五圓七十九錢七厘を多分に輕減し得ることが判明するであらう、是に於て吾人は土地の名譽上からするも、人民負擔の實利上からするも、市制施行を叫ぶのであるといつて居る。

いつの世、いづれの時にも、事あれば必ず賛否兩論の起るは免がれざるところで、市制派の叫びが市街人士の心を動かしかけた一面には、官邊の意見に同意し、先づ町制を佐賀市街に布き、徐に市制に對する利害得失を熟慮し、然る後、市制を施行するも遲きにあらず、何も急速に市制を布くに躍躍する事もなからうとの、漸進説を把持する一派があつた、市制希望者は之を目して「町制派」と稱し、町制派の人々は亦市制希望者を以て「市制派」と呼んでゐた、其の兩派の首領は、本章の前節に既掲したれば茲には之を省略するが、町制派は市制派が佐賀新聞に發表せる、市制施行を便益有利とする各種の經費計算表、その他の意見に批評的反駁を加へ、之れ亦肥筑日報を利用して、盛んに町制是認論を發表し、市制派亦之に應酬して、互に意見を闘はすに至つた。

### 第三章 兩派の論點

#### 第一節 經費負擔の輕重

市制派は、抑も佐賀の市街は元大藩の城下にして、郡村部落とは人情、風俗、職業、生活の途を異にし、隨つて經濟的にも自然同一視することは出來得ない事情がある、藩政時代に於ても、城下町の武家屋敷町と、商工業

市街地は郡村と  
資格が違ふ



## 町制派市制經費を考慮す

者の居住せる所謂町人街とは、行政上の取扱ひを異にしてゐた程で、特に城下町の範圍は、郡村部落と分離して獨立の姿を馴致し來れるは、畢竟如上の事情を考慮されたる結果、此の殊別を生じ居たる事は、理勢の然らしむる所である、然るに今日の如く、郡村部落と共に郡治の統轄に屬して居ることは、決して市街民人の本意ではないと信ずる、則ち佐賀市街は其の歴史的に見るも、理想的に察するも名譽上からいふも、當に市制を實施すべき土地であると論じてゐる。

町制派は、佐賀の市街が藩政以來の城下町で、他の郡村部落と其の事情を異にし、現在の戸長役場所管に就ても、此の趣きを加味されてゐることは、市制派の謂ふ通りであるが、佐賀の市街が今後郡治の統轄より脱出して郡村と分離し、市街全部を通じて一團と爲し、之に市制を實施して獨立の行政區域となさば、ヨシそれが適當であり、名譽であるにしても「市制」といふ獨立行政區域の負擔は、蓋し町村制を實施するに比して多額に上るべく、或は市民は其の負擔に堪へざるに至らんかを憂慮する、若し此の結果を招來する如きことあらば、徒らに土地の名譽や外見を張り市民を塗炭の苦境に陥るゝこと、苟も有志として爲すべき事であらうか？、矢張り官邊の意見の如く、先づ町制を實施し、そして經費負擔の實力を考慮し、徐に市制を施行すべきであると稱してゐる。

是が兩派議論の岐るゝ所で「町制派」といふても、絶對町制を強調するにあらず、要は經費の加減輕重を考慮せる暫定的町制論に過ぎなかつたが、市制派は市制を布くも市民の負擔を加重ならしむる事なく、却つて現在の負擔に比し金七百八十五圓十六錢を減じ、町制實施に比較して市制を實施すれば、尙ほ金百五十五圓七十九錢餘を減額し得ると力説し、佐賀市街は二萬五千六百四十四人の人口を有し、政府が法律を以て市制を布くの

## 兩論の分歧點

町制派の市費計  
算駁論

資格を興へ居れるに拘らず却つて自ら具備せる資格を棄て、町制に甘んぜんとするは餘りにも腑甲斐なきことならずやと痛論す。

十露盤の珠は彈き様である、豫算は立て様である、市制派は市制は町制よりも市民の負擔を軽減し得るとて、自製の計算表を發表し、精細詳密に取調べて作製せるものと謂つてゐるが、其の内容を精査すれば實に杜撰なもので、之を以て世を胡麻化し、人を瞞着せんとしてゐるのである、現に市制町制費の比較第一表には公儲金の賦課額をも脱漏してゐるではないか、また市制を施行するときは、從來の佐賀郡役所事務の一半と、現在の五戸長役場の全事務とを合一して取扱はねばならぬから、書記給なども二千四十圓の巨額を要するに至るであらう、而も彼等は此の書記給を千四百四十圓に計算してゐる、果してそれが妥當であらうか？、且つ市制には常設委員の必要ありて其の經費を要するも、町村制には其の要なきを以て此の經費も免がるゝ譯である、また好生館(現在の縣立病院好生館)は那村の醜集金利子の外年々一千圓内外を佐賀郡内から徴收して維持し來つたが、那市若し分離すれば此の處置を何うするか、市制實施の後、これを市で負擔するとすれば、四千七百餘圓の負擔を加へるであらう、此等の事も吾人の意見と合致せざる所で、彼等が頻りに自家の計數を精細なる調査に基くと辯するも、吾人は遽に之に賛同し得ないのであると駁撃する。

## 第二節 當路者を難す

市制派は又云ふ、我輩は佐賀市街の實情と、社會の進運、時勢の趨向に鑑み、市制施行を主張するものである

## 市制派町制經費 を論難

が、彼等町制派は之を察せず、妄りに町制を希望し、肥筑日報(後ち西肥日報)第八百三十號附録を以て、市制町制に要する費額取調表を發表して、之は縣廳に於て取調べたるものであると謂つてゐる。

(編者は其の肥筑日報の附録は勿論、町制側主張の好資料たるべき當時の肥筑日報を各方面に探し求めたが遂に之を得ず今は只市制側の主張を記する當時の佐賀新聞記事に就て其の裏面より町制派の論點を觀察記述するに止むる外ない事を附記する)

そして其の取調表なるものには、市制經費を五千二十九圓とし、町制經費を千二百八十圓と算してゐる、尤も市制施行に依り、賦課を免がるべき地方税の額千百十六圓五十二錢一厘を控除するも、市制は町制に比し尙且つ二千六百三十二圓四十七錢九厘の増額となると謂ひ、故らに町制經費を軽くせん爲めか、町制書記給などを二百圓と豫算してゐるが假に此の書記を三名とすれば一名一ケ年の俸給は、六十六圓六十六錢六厘となる、今市街の五戸長役場で傭入れてゐる書記は約十五名位であらう、然るに此の五戸長役場を閉鎖し町役場を設置し三名の書記で、其の事務を取扱ふことは到底不可能である、彼は又町役場費を九十圓としてゐる、之を月割にすれば七圓餘で、其内から毎月役場の賃借料、炭、油、茶代、筆紙墨料等を支辨して果して不足なしとするか、佐賀市街の戸數、人口、反別、國税、地方税等を佐賀郡全管内のソレに比すれば、通約して百分の十二に相當するであらう、凡て郡衙の事務は此等を參酌し、其の繁閑の度を考慮して豫算を定めねばなるまい、されば今佐賀郡役所より分離して市役所を創設せば、前記事務繁閑の度は郡役所の百に對し、市役所は十二に當る、故に郡役所に百人の吏員を要すとすれば、市役所は十二名で事足るの比率なるも、我輩は其の實際を討究して、市の事務を郡の三分の一とし、現在の五戸長役場事務を十分の八と假定して之に標準を置き、算出した計算で

好生館問題に論  
及

ある、彼れ肥筑日報が縣廳の調べと稱する計數表の如き故らに市費計算を、郡費計算より重くせるは、彼の有心故造といはねばなるまじ。

彼はまた好生館問題に就て言及せるが、彼の所謂「醸集金」とは何を指したのか、或は「夫料金」のことか？、然りとせば該金の性質は至つて混雜なもので、容易に之を村落に返還すべく斷定すべからざるものである、假に返還すべきものとするも、彼が言ふ如く同館の豫算四千七百餘圓を市に於て負擔すべき理由は決してない、又彼が言ふ如く同病院の縣立移管が望み難しとせば之を鍋島侯に請ふて其の私立となすか、或は郡市の共立となすも善からう、元來該病院の資金中には鍋島侯の寄附、郡内有志の寄附等もあり、只一の夫料金のみではない、病院維持の方法の如きは、市制を施行して後に決すべきものである。

當路者果して町  
制施行か

我輩既に論述せる如く、佐賀市街は市制實施の資格を有し居れるに拘らず、近來風説の傳ふるところに依れば、當路者は他郡村と同じく、町村制を之に施行しやうとの計畫があるらしい、果して然りとすれば、我々は其意のある所を知るに苦しむ、政治の主眼目的は、人民の意思に適應し、人民の幸福を増進するにあらねばならぬ、然らば此地に市制を布くは、其の主眼目的達成上最も必要事なるに、町村制を實施しやうとせらるゝは、此の土地、此の民度が、市制施行の程度に達し居らずとするか、若し然りとせば、當路者の市街人民を見ること實に不親切と謂はねばならぬ、今や全國中、縣廳所在地にして、市制を布かざる見込の地方は、僅々十縣位で、其内一二の外は總て元小藩の城下町である、佐賀市街は元大藩の城下で縣廳の所在地、殊に法律上市制施行の資格を有せるに當路者は却つて町村制を布かんとし、人民も亦關せず焉たる態度で、反對をも絶叫せず、悠々緩々たるの觀あるは、他地方に對しても耻かしくはないのか、市街の面目、市民の名譽、將來の幸福を思はゞ決然起

て、起ちて而して市制運動を起すべきだと痛憤し、當路者と市街民とに對する駁撃的、鞭撻的意見を吐露するに至つた。

### 第三節 討論要求

市制、町制兩派の論戰は漸次高潮を呈し兩派とも市制、町制の經費計算比較表などを發表して、互に自説を有利であると主張し、一般市街民には其の去就に迷ふ者もあつた位であるが、兩派の主旨を討論して一般民衆の判斷に訴ふべく、市制施行請願有志總代として江副靖臣、副島勝忠の名を以て、町制施行論者の首領村岡致遠、大塚仁一に宛て、明治二十二年一月十六日左の書簡を送つた。

我々儀先般來、有志者申合せ當佐賀市街に市制施行相成度旨縣廳へ願ひ出居り候處貴兄等に於ては、町制施行御希望にて其の御計畫中の由、今日に至つては徒に黨派の競争の如き觀を呈し、隨つて一般市民は其方向に迷ひ候様移行行き、實に當地方の利害に關する少なからざる儀に付明十七日午後一時より、協和館に於て各二名づゝの委員を選び篤と其の利害得失を討論し、其の歸決する處に従ひ方針を一定致度候、其の討論は公然一般市民をして傍聽せしめ、向後彼是れの浮説流言に迷はざる様可致候、否や直に御確答相成度此段申進め候也

第一月十六日

市制請願有志者總代 江 副 靖 臣

村岡致遠殿

副島勝忠

大塚仁一殿

此の書簡に對して町制側では即日左の返信を發し、立會演説を公開して聽衆の審判を求めやうと主張したのである。

協和館討論云々の御照會、我々に於ても兩制施行上、佐賀市街の榮枯盛衰に關する重大事件に思考罷在候然れども委員をして討論せしめ、公衆に傍聽せしむるは政談に涉るの嫌ひも有之、且つ好結果も期し難く存じ候得ば御同意致さず候、依て劇場に於て、市制町制施行得失意見の立會演説を爲し公衆をして傍聽致させ候事然るべくと存ぜられ候間、此事御同意に候得ば詳細の廉々直に御打合せ申上度候條、尙ほ御回答有之度候也

一月十六日

大塚仁一

村岡致遠

江副靖臣殿

副島勝忠殿

此の返信に對して江副、副島より左の通り復答した。

致拜見候、市町兩制施行は、實に佐賀市街將來に向て利害の關係重大の處、目下市民一般之が爲に疑惑を

市制派再び討論  
を要求

町制派却つて立  
會演説申込

抱く者少なからず、因て御互に討論研究して之を一定するは甚至急緊要の事に有之候、然るに兩劇場とも只今興行中にて、逆も兩三日は使用出来難く、さすれば之が爲に時日を遅するは遺憾の次第に候、且つ委員をして討論研究するは政論に涉る嫌ひは決して有之まじく、猶念の爲には此方より警察署へ差支へざる様申立つべく候、且つ傍聽人は市街人民にて即ち關係の者のみに付き公衆と申す譯にも無之、かたゞ苦しからざる儀と相考候條、最初申進め候通り御同意相成度候、此旨御回答旁申進め候條折返し御報知下され度候也

第一月十六日

江 副 靖 臣  
副 島 勝 忠

村 岡 致 遠 殿  
大 塚 仁 一 殿

文中の兩劇場とは與賀町の劇場喜樂座、新馬場劇場新榮座を指せるもので、市制派側は此の兩劇場とも、兩三日は到底興行が終了せぬので、最初自分等が申込んだ如く、協和館で討論研究することに同意されたいとの返書であるが、何ぞ計らん新榮座は愛媛縣人中村某が其後借受け翌々十九、二十の兩日間政談演說會を開催することになつた、されば市制派側は漫に兩劇場とも兩三日は使用し得ずといつたものらしい、右書信に對する村岡、大塚等、町制側の回答は同夜江副、副島の手届けられた。

再度の貴書致拜誦候、立會演說の儀は場所差支へとの御懸念に候得共兩劇場の内一方は必ず相談出來申

町制派立會演說  
を主張し討論不  
同意を通告

すべく、萬一兩所とも相談整はざる節は寺院にても苦しからず候間公然立會演説會の傍聴人にも貫徹すべきに付、尙ほ御再考相成度、又討論會の儀は先刻も申述置き候通り到底好結果を得ざる事と被考候條、斷然同意仕らず候、此段御回答まで早々

右に對し其翌十七日江副、副島は村岡、大塚に宛て左の書面を發した。

御再答拜見、我輩は先書にも申述べ候通り、市街公益の爲に互に其の得失を研究し、其の歸着する所に從ひ、共に協力一致して市民の方向を一定致し度き精神より、再度まで討論會を請求致したる儀に有之、演説會の如きは唯公衆に傍聴せしむるの便あるのみにて、得失を研究するの具には之れ無く、加ふるに該會を開くには其間數日を費し、今日の急に適すべからず、然るに言を演説會に托し討論を御謝絶相成候は、全く市街公益を圖るの御精神無之ものと見做さざるを得ず、我輩は公益を圖るの精神なき者に對し、強て討論を請求致さず候間左様御承知可被成候也

村岡、大塚は此の書簡を見るや我々の立會演説を拒絶して我々を公益を圖る精神なきものとするならば、我々より見れば彼等を以て亦同様に、市街の公益を圖る精神なきものと見做さざるを得ない、故に我々も亦立會演説を要求せずとて村岡、大塚より同十七日江副、副島に對して左の如く書面通告を發した。

一輪拜具、昨日は御兩公より協和館に於て、町市兩制の利害得失に付き討論會を開き、公衆をして傍聴せしめ、佐賀に於ては兩制孰れが便なるかを慥かめんとの御申込あり候處、小生等に於ては公衆一般に向つて、兩制の利害得失を吐露し、之を表明するは討論會を開くよりも、立會演説を爲すこそ至極良方法なれと考へ、直ぐ御兩公に對し立會演説を申入れ、必ず御同意の事と心私かに喜び、御返辭如何を待居り候處、

町制派も立會演説要求を止む

市制派討論の要求を止む



豈圖らん演説を討論に托し、良方便なる演説を謝絶被致候は、是れぞ貴殿等の所謂市街公益を圖るの御精神無之ものと見做さざるを得ざる譯に御座候、勿論我輩に於ても自分勝手を言ひ張り、執拗に偏屈なる者に向つて立會演説などの請求致さず候間、左様御承知有之度候也

交渉は破れた！、市制派の討論交渉に對する町制派の立會演説交渉は、如上書簡の應酬に依て遂に破裂したが、兩派は別に運動を起して市民を訪問し市制か町制かの希望調印を求めて、内務大臣に請願書を提出すべく、既に本縣知事の手許まで差出したが、知事石井邦猷は市民の希望や請願のみに聽いて、市制なり町制なりを許容せらるゝものではないとて、右請願書は双方とも之を却下された、されば、兩派は益々確執し江副靖臣の如きは遂に一月三十日(二十二年)上京運動を試るに至つた。

## 第九編 市制施行

### 第一章 市制施行に決定

市制、町制兩派の論議は、遂に市制派の討論要求に對する町制派の立會演説申込となり、これにも亦兩派固執不讓の結果、所謂「喧嘩別れ」の姿となりて事止み兩派は上京運動員を派し或は請願書の調印要求を爲すなど、潜行艇式の運動をも續けてゐたが、明治二十二年二月初め頃に至り「佐賀には愈々町制を施行せらるゝこと、二月二日決定したそうである」との風説が傳はつた、これを聞いた市制派の人々は悄然たるものがあつ

町制に決定の風説